# 道路占用申請について

道路占用とは・・・

道路上や道路の上空及び地下に一定の施設(工作物)を設置し、継続して道路を使用することを「道路占用」といいます。

例:電気、電話、ガス、上下水道などの地下埋設 管、道路上への立て看板(**営利目的は除く**) カーブミラー等。

道路を占用するには、道路法第32条(道路占用)の申請を行い、道路管理者から許可を受ける必要があります。

また、許可を受ける基準として、次の要件に該 当していなければなりません。

占用しようとする物件が道路の敷地以外に余地 がない。

占用しようとする場所及び構造が法令等に適合 している。

要件を満たしている場合でも、道路管理上又は 道路交通上認められない場合もありますので、 予めご了承ください。

申請書を提出する前に・・・

事前に担当者に相談(協議)をお願いします。 該当の物件が許可できるものであるか、許可を受けるための条件等を担当者がご説明します。

ただし、その時点では「**必ず許可できるかを決 定するものではありません**」ので、予めご了承く ださい。

事前協議にあたっては、以下の書類をご用意く ださい。

位置図

説明図(内容がわかるものであれば、簡単なもので結構です。)

写真(概ね三方向からの写真。)

その他参考書類

事前協議が終了しましたら、申請書の提出となります。

申請には、次の書類をご用意ください。

申請書の提出にあたっては、以下のような書類が必要です。(工事内容によっては、省略できる書類もあります。)

申請書の鏡

申請理由書

位置図

実測平面図

横断図(工事内容によっては縦断面図も添付してください。)

占用面積丈量図

構造図(工作物設計図)

交通規制図(交通整理員の配置、工事看板の設置、その他安全対策の内容等。)

復旧工法図(掘削等を伴う場合、舗装の復旧面 積や舗装構成を記載してください。)

現況写真

工事工程表

以下、必要に応じて、

埋設物確認票(掘削等を伴う場合)

同意書、承諾書、契約書等

他行政庁の許可の写し

他の管理者との協議結果

これらの書類一式を、正副の**2部**提出してください。

それでは、次頁から提出書類の説明をします。

道路は皆さんの共有のものですので、必ずしも申請される方のご希望に添えるとは限りません。

予め、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### ○申請書の鏡

- ・氏名にはフリガナも書いてください。
- ・連絡先の電話番号を必ず書いてください。
- ・占用期間と工事期間を明記してください。

## ○位置図(1/50000 程度の道路地図で可)

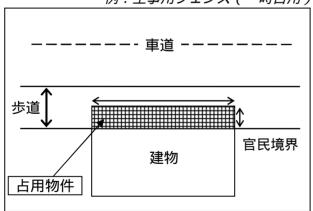
申請箇所を赤 で囲み、かつ「申請箇所」と 朱書きで明示してください。

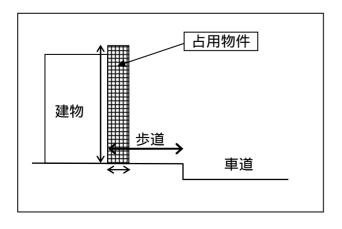


## ○平面図、横断面図(1/50~1/1000)

官民境界線を朱書きで明示してください。 実際に道路の幅員を測り、ある程度の精度をもったものにしてください。

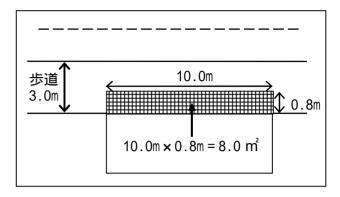
例:工事用フェンス(一時占用)





## 〇占用面積丈量図(三角測量で可)

加工する道路区域の面積を明示してください。



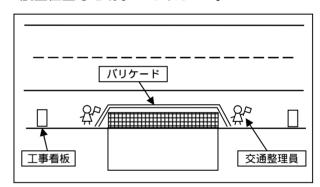
## ○構造図(工作物設計図)

占用物件のカタログ、乗り入れ用の橋の設計図など、設置する物の構造がわかるものです。橋などの場合、別途強度計算書が必要となります。

### ○交通規制図

通行止めや車線規制を行うなど、車両や人の往 来に影響を与える工事を行う場合は必ず添付して ください。

交通整理員の配置位置、工事看板やバリケード の設置位置等を明示してください。



#### ○現況写真

写真上に占用位置を明示してください。 概ね三方向からの写真を提出してください。

#### 〇工事工程表

2・3日で終わるような工事であれば不用ですが、工事期間が長期にわたる場合は必ず添付してください。

#### ○申請理由書(任意様式)

なぜ道路を占用する必要があるのかを簡潔に記載してください。(申請書鏡の備考欄に記載しても構いません。)